

# リスクマネジメントグローバルポリシー

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

本ポリシーは、ONO グループの安定的な事業継続のため、様々なリスクを全体最適の観点から適切に管理するため、ONO グループの全社的リスクマネジメント（E R M：Enterprise Risk Management）体制を整備し、ONO グループのリスクマネジメントに関し社会に対して必要な説明責任を果たしながら、ONO グループおよび顧客をはじめとする各ステークホルダーの損失を最小化し、もってONO グループの競争力向上に資することを目的とする。

### 第2条(定義)

本ポリシーにおける用語の意味は、以下の通り。

- (1) 「部門」とは、本部又は同等の組織単位をいう。
- (2) 「部署」とは、部、室、課又は同等の組織単位をいう。
- (3) 「ONO グループ」とは、小野薬品工業株式会社（以下、OPJP）及びその連結子会社をいう。
- (4) 「従業員等」とは、各法人の役員、従業員その他各法人と指揮命令関係にある者をいう。
- (5) 「リスク」とは、ONO グループに物理的、経済的または、信用上の損失、不利益を生じさせる可能性のあるものをいう。
- (6) 「リスクマネジメント」とは、リスク発現時に、最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減、移転、その他当該リスクが発生した場合の損失を最小限にとどめるために講ずる一連の措置・行動のプロセス、およびリスク発現時の対応をいう。
- (7) 「全社的リスクマネジメント（E R M）」とは、全体最適の観点から、経営目的・目標を達成するためのリスクマネジメントの全社的な仕組み・プロセスのことをいう。
- (8) 「リスクアセスメント」とは、リスクを洗い出し、当該リスクの発生可能性、発生した場合に及ぼす影響の深刻度合い等を総合的に分析・評価することをいう。
- (9) 「リスクアセスメントシート」とは、リスクアセスメントの結果を一覧にしたもので、「主要リスク」を記載したシート（以下「全社リスクアセスメントシート」という）と各部門によって実施されたリスクアセスメントからなるシート（以下「部門リスクアセスメントシート」という）とから構成される。
- (10) 「主要リスク」とは、「リスク」のうち、ONO グループに多大な物理的、経済的または、信用上の損失、不利益を生じさせる可能性のあるものをいい、具体的には、リスクアセスメントの結果に基づき、リスクマネジメント委員会が候補を決定し、経営会議にて承認されるものをいう。
- (11) 「リスクマネジメント最高責任者」の定義は、第5条に定める。
- (12) 「リスクマネジメント統括責任者」の定義は、第5条に定める。

- (13) 「部門リスクマネジメント統括責任者」の定義は、第5条に定める。
- (14) 「リスクマネジャー」の定義は、第5条に定める。
- (15) 「リスクオーナー」の定義は、第5条に定める。
- (16) 「リスクマネジメント委員会」の定義は、第5条に定める。
- (17) 「部門・部署リスクマネジメント推進会議」の定義は、第5条に定める。
- (18) 「オペレーショナルリスク」とは、想像力を働かせば避けえた管理の失敗により発生するリスクをいう。
- (19) 「外部要因リスク」とは、管理不能な外部要因により発生するリスクをいう。
- (20) 「戦略リスク」とは、事業計画の失敗等、ビジネスそのものに伴うリスクをいう。

### 第3条(適用範囲)

本ポリシーは、ONOグループに適用する。

- (1) ONOグループ各社は、本ポリシーを踏まえ、各社において整合性を持ったリスクマネジメントを推進し、体制整備に努める責務を負う。
- (2) ONOグループ各社は、前項の責務を果たす上で、各社において本ポリシーと整合した、各企業または各国の事情に適したリスクマネジメントを推進し、体制を整備する。

## 第2章 方針・体制

### 第4条(リスクマネジメントの基本指針)

- (1) 企業の安定的な事業継続と目標達成のため、社会に対して必要な説明責任を果たしながら、当社および顧客をはじめとする各ステークホルダーの損失を最小化することを目的に、全社的リスクマネジメント体制を整備し推進する。
- (2) 経営に著しく影響を与える重要・緊急と判断される主要なリスクを特定し、全社を挙げてリスクマネジメントを推進する。
- (3) リスクが発現した場合、被害の最小化と速やかな回復を図る措置を講じ、問題の早期解決にあたる。

### 第5条(リスクマネジメントの組織体制・仕組み)

リスクマネジメントの組織体制・仕組みを本条第1項から第13項において定める。

また、この関係概念図を別紙1の通り定める。

(組織体制)

- (1) 最高責任者

ONOグループにおけるリスクマネジメント最高責任者は、OPJP社長とする。

- (2) 統括責任者

リスクマネジメント統括責任者は、OPJP経営戦略本部長とし、リスクマネジメント最高責任者を補佐し、リスクマネジメント最高責任者が不在の場合、リスクマネジメント最高責任者を代行

する。

(3) 取締役会

OPJP 取締役会は、リスクマネジメントの組織体制、または仕組みの整備にかかる重要事項を管理・監督する。

(4) 経営会議

OPJP 経営会議は、リスクマネジメント委員会から上程される次の事項を承認・決定する。

- ① ERMに係る基本方針、体制の構築、施策の推進等に関する基本的事項の決定。具体的には  
主要リスク、リスクオーナーの承認
- ② ERM実施状況のモニタリング
- ③ その他、ERMに関する重要事項の決定

(5) リスクマネジメント委員会

全社的リスクマネジメントを運用管理するため、リスクマネジメント統括責任者を委員長、部門リスクマネジメント統括責任者等、および必要に応じ委員長の判断により認めた者を委員、リスク・コンプライアンス管理部を事務局とする常設の委員会とし、次の事項を行う。

- ① ERMに関する諸施策の承認、部門間の連絡・意見調整等
  - 1) 主要リスク候補とリスクオーナー候補の選定・見直し
  - 2) 主要リスクのモニタリング
  - 3) ERM年度計画（活動計画・研修計画等）案の承認等
- ② その他ERMに関する事項の実施

(6) リスクオーナー

リスクオーナーは、部門リスクマネジメント統括責任者等の中から主要リスク毎に経営会議を経て指名され、当該リスクを組織横断的にマネジメントする。

(7) 部門リスクマネジメント統括責任者

- ① 部門のリスクマネジメント推進活動の責任者として、各本部およびメディカルアフェアーズ統括部に部門リスクマネジメント統括責任者を置く。
- ② 自部門が保有するリスクのマネジメントを統括する。

(8) リスクマネジャー

リスクマネジャー は、部門リスクマネジメント統括責任者等によって指名され、部門リスクマネジメント統括責任者等を補佐する。

(9) 部門・部署リスクマネジメント推進会議

各部門・部署は部門・部署リスクマネジメント推進会議を定期的に行う。

- ① リスクマネジメントに関する諸施策案の承認
- ② リスクマネジメント状況のモニタリング
- ③ その他、リスクマネジメントに関する事項の実施

(仕組み)

(10) 教育・研修

ONO グループ各社はその従業員等に対し、リスクに対する意識浸透や感度向上のために、リス

クマネジメントに関する教育を実施する。

(11) リスクアセスメントシートの作成・報告

- ① OPJP の部門・部署リスクマネジメント推進会議において各部門・部署のリスクアセスメントを行い、リスクマネジャーは部門リスクアセスメントシートを作成し、リスク・コンプライアンス管理部へ報告する。
- ② 連結子会社のリスクマネジメント担当者は、各企業または各国の事情に応じて自社のリスクアセスメントシートを作成し、社長の決裁を得た後、リスク・コンプライアンス管理部へ報告する。
- ③ 主要リスクについては、経営会議で承認された後、リスク・コンプライアンス管理部が全社リスクアセスメントシートを作成・管理し、リスクマネジメント委員会へ報告する。

(12) ERM対象リスク

本ポリシーの対象リスクは、オペレーショナルリスクおよび外部要因リスクとし、戦略リスクは中期経営計画推進会議にて管理する。

(13) 内部監査部門による監査

ERMの進捗状況を監査役や内部監査部門（監査部）による監査の対象とする。

## 第6条(リスク・コンプライアンス管理部の役割)

ERMの主管部署はリスク・コンプライアンス管理部とし、以下のERMに関する運営を行う。

- (1) リスクマネジメント最高責任者およびリスクマネジメント統括責任者の補佐
- (2) ERMに関する諸施策の検討・企画・立案
  - ① 部門リスクアセスメントシートを用いたリスクマネジャーへのヒアリングに基づく全社リスクアセスメントシートの改定
  - ② リスクオーナーとの連携
  - ③ ERM進捗状況のモニタリング
  - ④ リスクマネジャーとの連携
  - ⑤ ERM年度計画の作成等
- (3) 部門・部署リスクマネジメント推進会議開催状況のモニタリング等
- (4) リスクマネジメント委員会事務局業務、部門間の連絡・意見調整等
- (5) その他ERMに関する事項の実施

別紙1 ERM管理体制図

以上

別紙 1 ERM管理体制図

